

関係学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

令和元年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等  
ICT教育設備整備推進事業費）の交付の内定について（通知）

標記について、文部科学省高等教育局長から令和元年7月24日付け元文科高第256号にて交付内定の通知がありました。内定額については別紙のとおりです。

つきましては、「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業費）交付要綱」に留意し、交付申請書等を作成のうえ、下記のとおり提出してください。

記

- 1 提出書類
  - ① （様式第1）交付申請書  
※事業経費の欄には「補助対象経費」を記入ください。  
※補助金交付申請額の欄には「交付内定額」を記入してください。
  - ② （別紙）事業費明細書  
※記入例を参考に作成ください。  
※補助申請額の欄は、合計額のみ記入することとし、  
必ず補助内定額を記入してください。（事業費に変更がある場合を除く。）  
※「2. ICT教育設備を活用した事業の内容」については、計画調書から  
変更がない場合は提出の必要はありません。
  - ③ その他（採択業者の見積書、配置図等）  
計画調書提出時から大きな変更がない場合は提出不要です。  
※①～②の様式については、次のアドレスからダウンロードして作成してください。  
【大阪府HP（申請書等様式）】  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>
- 2 提出部数 紙媒体 各2部  
(①②いずれも電子媒体でも併せてご提出ください。)

- 3 提出期日 紙媒体 令和元年8月2日(金)  
電子媒体 令和元年8月1日(木)
- 4 提出先 大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ  
紙媒体 〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階  
電子媒体 [shigakudaijaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaijaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)
- 5 その他
- ・事業計画書に記載した内容を変更する場合は、当該変更に係る理由、内容等を記載した書類を添付してください。ただし、軽微な変更については原則、実績報告で変更していただくことになります。
  - ・補助対象事業費が減額する場合は、速やかに下記担当あてご連絡ください。

大阪府教育庁私学課 小中高振興グループ  
担当 原  
電話 06-6210-9274  
FAX 06-6210-9276